

2019年度 大阪市への要求事項に対する文書回答

<教育>

1. 障害のある子どもへの合理的配慮の実現のために、行政の責任で基礎的な教育環境整備をおこなってください。

(回答) 本市では、これまでより障がいの有無に関わらず、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、引き続き、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのある児童生徒が、地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた本市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めてまいります。

2. 急増する特別支援学級在籍児童・生徒や障害の実態・種別に応じた、学級設置及び教職員配置等を行ってください。

- ①障害種別による学級設置を遵守してください。

(回答) 特別支援学級設置に関しましては、各小・中校長より提出された「特別支援学級設置計画に関する報告書」にもとづき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた学級設置ができるよう努めてまいります。

- ②1学級の定数を8名から6名に引き下げる等、大阪市の独自基準を策定してください。

- ③学級設置相当数の教室を確保・整備してください。

(回答) 小・中学校の特別支援学級における学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において1学級あたりの定員が8人と定められております。本市においてもその基準に基づき、学級編制を行っております。また、特別支援学級の児童生徒が増加している現状のもとで、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな指導を推進していけるよう、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じ、学級編制の標準の引き下げについて、国に対して要望を行っております。大阪市教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置に努めてまいります。

- ④年度途中の在籍増にあたっては、学級の追加設置や加配教員の配置をしてください。

(回答) 教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数が年々増加し、障がいが重度化・多様化していることをふまえ、障がい種別に応じた特別支援学級を設置し、必要な教員数の確保に努めています。また、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

3. 「20人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が複数在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行う等の教育条件の改善を行ってください。

(回答) 各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数が年々増加している状況の中で、障がいも重度化・多様化していることを踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの実態をもとに障がい状況に応じた学級設置に努めてまいります。

4. 通級指導教室を、全校に設置してください。(文書回答)

(回答) 本市では、従来より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、特別支援学級に加え、通級指導教室等、多様な学

びの場における特別支援教育の充実に努めています。通級指導教室に関しましては、17校20教室で指導を行っております。教育委員会といたしましては、通級による指導を希望する児童生徒の実態を把握し、必要に応じて通級指導教室を開設する等、今後も引き続き、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。

5. 医療的ケア児を含む重度の障害を持つ子どもたちへの教育保障を、市の責任で行ってください。

①医療的ケア児のいる学校に、看護師を常時配置してください。(文書回答)

(回答)学校における医療的ケアにつきましては、従前から学校と家庭と主治医が連携をとり、必要なケアの実施に努めております。平成31年3月20日付け文部科学省通知「学校における医療的ケアへの今後の対応について」に基づき、教育委員会としましては、小・中学校の教員に対し、たんの吸引等(特定の者対象)の医療的ケアの研修を実施しており、各校から複数の教員が受講しています。医療的ケアの研修を受講した教員と看護師とが医療的ケアを実施し、校内体制の整備に取り組んでおります。看護師の配置につきましては、引き続き、看護師の確保に努め、小・中学校で学ぶ医療的ケアの必要な児童生徒が安心安全な学校生活を送れるよう適切な配置に努めてまいります。今後も医療的ケアが必要な児童生徒一人一人が、安全、安心して学校生活を送ることができますよう、体制整備に努めてまいります。

②校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護師の配置や移動手段にかかる予算措置等を大阪市の責任で行ってください。をしてください。(文書回答)

(回答)学校における医療的ケアにつきましては、従前から学校と家庭と主治医が連携をとり、必要なケアの実施に努めております。教育委員会としましては、医療的ケアが必要な児童生徒が地域の学校で安心・安全に学校生活を送ることができるよう、対象児童生徒の在籍する小学校、中学校への看護師の配置に努めております。また、医療的ケアが必要な児童生徒が校外学習や泊を伴う行事に参加する際、校長からの申請に基づき、教育委員会が付き添いを必要と認める場合は、移動および宿泊経費等を含め、該当校への看護師の配置を行っております。今後も引き続き、医療的ケアを必要とする児童生徒一人一人が、安全、安心して学校生活を送ることができますよう、体制整備に努めてまいります。

6. 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を、必要に応じて配置してください。(文書回答)

(回答)本市におきましては、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、教育委員会では、各校園における支援体制の構築にむけて、特別支援教育巡回相談を実施しております。巡回相談では、障がいのある幼児児童生徒の増加及び障がいの多様化に伴い、各校園からの相談ニーズに応じ、平成28年度より巡回アドバイザーを、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士の4名体制とし、校園を巡回して各専門領域からの助言を行っております。また、教育委員会では、医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する小学校・中学校に対し、看護師の配置に努めております。今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。

7. 特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。

①フルタイム、または授業終了時までの勤務としてください。

(回答)校内における特別支援教育の充実に向け、平成27年度より「特別支援教育補助員」、「教育活動支援員」の配置事業を一本化し、障がいのある児童生徒の交流及び共同学習をより充実して実施することを目的とした「特別支援教育サポーター」を配置しております。平成25年度には中学校での2学期が開始する8月25日からの配置、平成26年度には小・中学校における土曜授業への配置、平成29年度には小学校での2学期が開始する8月25日

からの配置、平成 30 年度には 1 日 5 時間の他、2 時間または 3 時間の勤務も可とする等、短い時間でも勤務いただけるよう、勤務時間を改訂し、配置日数を増やしております。また、令和 2 年度からは本市においても会計年度任用職員制度が導入されることから、特別支援教育サポーターにおいても勤務時間等の運用については担当内で検討中ではございますが、月額勤務及び時間額勤務の導入を行います。しかしながら、本市においてフルタイム会計年度任用職員については導入の予定がないことから、特別支援教育サポーターにおいてもフルタイム会計年度任用職員の導入は困難であると考えております。引き続き本市全体の動向を注視しながら、きめ細かい支援ができるよう検討してまいりたいと考えております。

②年度当初からの採用としてください。

(回答) 学校からの申請を踏まえ、特別支援教育サポーターの配置が必要かつ有効であると認めた学校に対して、本年度も年度当初から活用できるよう、特別支援教育サポーターを配置しております。今後も、引き続き適切な配置に努めてまいります。また、令和 2 年度からの会計年度任用職員制度の導入にあたり、勤務日等の運用については担当内で検討しておりますが、採用の発令期間については 4 月 1 日から 3 月 31 日とする方向で進めております。

③大阪市が責任を持って特別支援教育サポーターを採用し配置してください。

(回答) 特別支援教育サポーターは、各学校からの申請に基づき、配置が必要かつ有効であると認めた学校に対し、配置を行っております。特別支援教育サポーターの採用につきまして、各学校での面接等、本人の意思を確認の後、関係職員の登録手続きを行い、勤務いただいております。教育委員会としましても、特別支援教育サポーターの人材確保について、教育委員会のホームページ等の募集により広く周知しており、引き続き、人材の確保と配置に努めてまいります。なお、令和 2 年度からの会計年度任用職員制度の導入にあたり、円滑な採用手続きとなるよう、具体の採用方法等については担当内で検討しているところでございます。

④特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。

(回答) 賃金日額につきましては、平成 26 年度の特別支援教育補助員・教育活動支援員の賃金日額 4,190 円から平成 27 年度特別支援教育サポーターの賃金日額は 4,500 円に改訂しました。平成 29 年 9 月 30 日に改定を行い、日額 4,500 円から 4,600 円に、平成 30 年 10 月 1 日に改定を行い、日額 4,600 円から 4,685 円に、令和元年 10 月 1 日に改定を行い、日額 4,685 円から 4,830 円に増額しております。各種の社会保険制度(雇用保険、労災保険)につきましても、勤務日数等の状況に応じて適用しており、今後も、待遇改善に努めてまいります。また、令和 2 年度からの会計年度任用職員制度の導入にあたり、月額職員については、行政職給料表を基準として、それぞれの職歴、勤務時間に報酬の決定を行い、時間額職員についても、職歴等により時間額 1,086 円～1,258 円(給与改定により変動)の範囲で決定する方向で検討しております。

8. 相談活動の充実に向けて、小中学校特別支援教育コーディネーターを専任で配置してください。

(回答) 特別支援教育コーディネーターについては国による定数措置がなされていないため、専任による配置は困難であると考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。なお、特別支援教育コーディネーターは、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校における特別支援教育の重要な役割を担っていると認識しております。

9. 通常学級の教育条件を改善してください。

①35人学級以下学級を実現してください。

(回答) 小・中学校における学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて、1 学級 40 人(小学校 1 年生は 1 学級 35

人)を基本として編制することとなっております。少人数学級につきまして、大阪市は小学校2年生についても35人で学級編制を実施しているところでもあります。また、学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。

②特別支援学級在籍者を含めた人数が、定数(35人・40人)を超えることがないように学級編制をしてください。

(回答)小・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1学級40人(小学校1年生は1学級35人)を基本として編制することとなっております。少人数学級につきまして、大阪市は小学校2年生についても35人で学級編制を実施しているところでもあります。小学校・中学校の特別支援学級の学級編制基準については、1学級あたりの定員が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。本市としては、インクルーシブ教育システムを推進する観点より、通常学級において特別支援学級の児童生徒が学ぶ機会が増えていることから、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されるよう、指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望しております。

10. 年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等にあたっては、特別支援学級担任に欠員が生じることのないよう、講師配置を速やかに行ってください。

(回答)各学校の実情・実態をより精緻に把握し、講師確保を計画的かつ速やかに行う等、講師の速やかな配置に努めてまいりたいと考えております。

11. 通学タクシー利用の利便性向上を行ってください。(文書回答)

(回答)本市では、これまでより、障がいの有無にかかわらず、地域の小・中学校で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に取り組んでおります。障がいのある児童生徒の通学支援につきましては、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、重度肢体不自由の障がいがあり、車いす利用等、歩行困難で自力通学できない児童生徒に対して、タクシー事業を実施しております。本市としては、これらの支援の必要性を認識しており、これまでから取り組んできた重度肢体不自由児の移動支援タクシー事業について、引き続き、実態把握に努め、検証しつつ適切な運用に努めてまいります。

12. 食事への配慮が必要な子どもへの個別対応給食(障害児食)を拡充してください。

①小学校給食における個別対応給食(障害児食)を拡大実施してください。(文書回答)

(回答)本市の学校給食は、文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っており、給食室で二次調理を行う場合でも、同様の手順を踏む必要があると考えています。すべての学校で給食調理完了後に個々個別の児童の状況に応じて調理を行うことは、時間及び作業工程上困難です。

②中学校給食の内容を改善してください。(文書回答)

(回答)中学校給食につきましては、温かいおかずの提供やアレルギー対応等をより充実するため、市内の全中学校の給食を、小学校で調理した給食を中学校に配送する親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」に今年度2学期で移行が完了いたしました。

③中学校給食における個別対応給食(障害児食)を実施してください。(文書回答)

(回答)中学校給食は、小学校給食と同様に、文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っており、給食室で二次調理を行う場合でも、同様の手順を踏む必要があると考

えています。すべての学校で給食調理完了後に個々個別の生徒の状況に応じて調理を行うことは、時間及び作業工程上困難です。

13. 中学校教育段階における障害児教育を拡充してください。

①中学校の支援学級において、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育を保障するため、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

(回答)本市では、これまでより、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進し、地域の小・中学校で学ぶことを基本としております。各校においては、学校の教育活動全体を通じて、交流及び共同学習を進めるとともに、生徒の自立の可能性を最大限に伸ばすため、特別支援教育コーディネーターを中心として、障がいのある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を実施しております。また、昨年度、適切な指導・支援に向けて特別支援教育コーディネーターガイドブックを改訂し、本年3月に特別支援教育の視点を取り入れた、ユニバーサルデザイン化のための環境整備リーフレットを各校に配布し、広く教職員が活用できるようにしております。教育委員会としましては、巡回相談、特別支援教育に関する研修の実施、特別支援教育サポーター、インクルーシブ教育推進スタッフを配置し、各校の取組を支援しており、今後も、各校が学校全体で取り組んでいけるよう努めてまいります。

②自閉症スペクトラム等発達障害のある児童に見合った学習の場を充実してください。

(回答)本市では、従来、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進め、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでおります。各校では、自閉症スペクトラム等の発達障がいを含めた障がいの状況に応じ、通常学級や特別支援学級等の学びの場を活用し、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を実施しております。教育委員会としましては、障がいへの理解を深めるため、研修等の充実と共に障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備を行い、本市のインクルーシブ教育システムの一層の充実に努めてまいります。

14. 競争をあまり点数による序列化につながる、学力テストを実施しないでください。

①市統一テストを実施しないでください。

②府チャレンジテストに参加しないでください。

③府チャレンジテストの内申評価反映にともない、評価が下がった特別支援学級在籍生徒の実態を調査してください。その上で、不利益を被っている障害児に適切に対応してください。

(回答)

①「大阪市統一テスト」については、結果を個々の生徒の評定に活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定の公平性、信頼性を確保するとともに、学校が生徒一人ひとりの学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用することとしております。

②「中学生チャレンジテスト」については、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図り、それに加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供しております。また、市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立しております。さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。そして、生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めることを目的として実施しております。

③生徒の学習評価に関しましては、目標に準拠した評価が導入され、指導と評価の一体化をもとに、各学校において、生徒一人ひとりの普段の頑張りや、日々の努力を適正に評価されているものと認識しております。いずれにいたしましても、本市教育委員会といたしまして

は、今後も大阪府教育委員会と連携し生徒の適切な評価について検討してまいります。

15. 大阪府に移管された旧大阪市立特別支援学校の教育条件の改善・充実を行うとともに、大阪府と協力して支援学校を新設してください。

①大阪市立特別支援学校の府移管にあたっての効果検証を行ってください。

(回答) 大阪市立特別支援学校につきましては、平成 26 年 9 月市議会、平成 26 年 10 月府議会において、大阪市立学校設置条例の改正案(市立特別支援学校の廃止)、大阪府立学校条例の改正案(府立支援学校の設置)が可決され、教育サービス水準の低下をきたすことのないよう府市教育委員会で協議・調整を行い、平成 28 年 4 月に大阪府へ移管されました。移管後の支援学校の運営に関する効果検証につきましては、学校設置者である府教育庁において行われるべきものと認識しております。大阪市教育委員会といたしましては、今後も引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。

②府移管にともなう教育条件の後退・悪化に対し、大阪市の責任で復元・改善の方策を検討・実施してください。

(回答) 移管後の支援学校は、本市においてこれまで長年培ってまいりました、特別支援教育の取組も踏まえて、大阪府教育庁において他の大阪府立支援学校と同様に、大阪府の基準に則り適切に学校運営されるべきものと認識しております。大阪市教育委員会といたしましては、今後も引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。

③大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望してください。特に、西大阪地域に、知的障害支援学校を新設してください。

(回答) 大阪市内を含めた支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応するものと認識しております。大阪市教育委員会といたしましては、今後も引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。

16. 就学・進学相談にあたっては、特別支援学校を含む多様な学びの場の情報提供を行い、相談・支援体制を充実してください。

(回答) 平成 27 年 6 月から就学・進学に関する相談員を配置しております。平成 28 年度から、電話での相談に加え、インクルーシブ教育推進室での来所による保護者、学校からの相談にも対応しており、今後も府教育委員会とも連携し、適切に対応してまいります。

17. 保護者からの特別支援学校への転校希望について、本人・保護者の意向を最大限尊重して、速やかに対応してください。

①転校にあたっての、必要な手続きについて明らかにしてください。

(回答) 転校に関しましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながら、本人の成長のためには、どのような学びが適しているかを大阪府教育庁と協議を行い相談しながらすすめてまいります。特別支援学校への転校に関する手続きにつきましては、保護者の方から在籍されている小・中学校に相談の後、在籍校より大阪市教育委員会に報告します。その後、転学希望先の学校見学・教育相談を行い、大阪府教育委員会とも協議を行います。なお、転学が決定しましたら、在籍校から転校に必要な書類を大阪市教育委員会に提出いただき、大阪府教育委員会に通知を行います。その後、大阪府教育委員会より、就学通知がご家庭に届きます。

②学校見学や就学や転学に関する相談を随時にできるように、府教育委員会に働きかけてください。

(回答)大阪府立支援学校への転学に関する相談につきましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながらすすめております。なお、平成27年6月から就学・転学に関する相談員を配置しており、平成28年度から、電話での相談に加え、インクルーシブ教育推進室での来所による保護者、学校からの相談にも対応しております。今後も引き続き、府教育委員会とも連携し、適切に対応してまいります。

18. 障害児教育の専門性や継続性を高めるため、必要な手立てを講じてください。

①特別支援学級担任が希望する場合、担任が継続できるようにしてください。

(回答)特別支援学級の担任を含め、学校内における人事配置につきましては、実情に応じ、各学校の創意工夫のもと、校長が決定しているところでございます。教育委員会といたしましては、引き続き各校長から在籍児童生徒の状況等の把握に努めてまいりたいと考えております。

②小学校の教員採用選考にも、特別支援学級採用枠を設けるよう検討してください。

(回答)大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、平成28年度選考テストから、より専門性のある優秀な人材を確保するため、「中学校(特別支援学級)」枠を新設し、中学校の特別支援学級専任の教員として勤務する人材を募集しております。小学校については、特別支援学級専任の募集は行っておりませんが、平成29年度選考テストからは、特別支援学校教諭普通免許状を所有する人に対して加点制度を設けるなど、小学校においても、より専門性の高い人材の確保に努めております。教育委員会としましては、今後とも、採用選考テストの内容について、学生の動向や他自治体の制度も十分に把握しながら、さらなる改善に向け調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

③長時間過密労働の是正や、法で定められた休憩時間を適切に確保するなど、安全に丁寧に子どもに関われるよう、障害児教育に関わる教職員の労働条件を改善してください。

(回答)学校における働き方改革について、教育委員会といたしましては重要な課題であると認識しております。教育委員会では、学校現場の負担軽減に向けて、平成26年6月、教員委員会事務局の局・部長級全員を構成員とした「教育改革プロジェクトチーム」を設置し、そのプロジェクトチームのもとに、「学校業務改善ワーキンググループ」を設置し、校務支援ICTの利活用の促進や効率的な校務運営・人員マネジメントの検討を進めております。学校現場の業務実態を把握するため、平成27年度には、教職員勤務情報システムの改修や、時間外勤務時間の要因等を把握するため一部の学校にアンケート等を行い、平成28年度には、教職員勤務情報システムにおける出勤・退勤時間等のデータを分析するとともに、そのデータを活用して、長時間勤務教職員が多い学校や時間外勤務時間の縮減が進んでいる学校の状況を把握するため、学校訪問による校長ヒアリングを行ってまいりました。学校現場の負担軽減に向けた具体的方策といたしまして、現在、「学校業務改善ワーキンググループ」において、学校現場の負担軽減に向けて、下記の取組みを進めております。

(1) 校務支援ICT活用事業/校務支援システムの活用により校務の効率化を図り「教員が子どもと向き合う時間の創出」を目指し、活用研究校や先進校での成果を全市に展開できるように成功事例の収集、紹介などを実施し、利活用の向上と定着を図っております。平成25年3月に教員一人1台のパソコンを配置するとともに、校務支援システムの開発と試験導入校(小20校・中11校)で検証を行い、平成26年度から全小中学校において成績処理や通知表の作成などの校務支援システムを全稼働しております。

(2) 部活動のあり方検討/中学校における部活動の振興・充実と教員の過重負担の解消を図るため、さらには部活動のあり方を検討するため、平成29年度から「民間団体活用方式」、平成30年度からは「民間団体活用方式」に加え「部活動指導員方式」の2事業をモデル事業として実施しました。「民間団体活用方式」については、概ね成果が上がっていたものの、指導者のみでは学校外への引率ができないなど制度上の制約があり、また、民間団体への委託経費が高額なため、全市展開を進めるには多額の費用が必要となることが課題となりました。一方、「部活動指導員方式」では、「部活動指導員」が配置されている部活動に関する教員の部活動指導時間数のある一定期間で調査したところ、平均して配置前の約7割に減少

しており、また、部活動指導員を学校の非常勤嘱託職員として配置していることから、より組織的な指導や対応が可能となっています。これらのことから、令和元年度については、「部活動指導員方式」に一本化して取り組むこととし、平成30年度の80人から180人に拡充し、更なる教員の負担軽減に取り組んで参ります。

(3) 学校現場の負担軽減と校長のマネジメントの確立／校長・教頭を補佐する体制を構築するため、平成25年度から大規模校・分校・小中一貫校等に副校長を配置し、平成27年度から副校長配置校に準じる大規模校や、統廃合予定校・生徒指導上特に課題の大きい学校等に教頭補佐（首席）を配置しております。また、教頭の事務負担を軽減するため、新任教頭配置校等に非常勤嘱託職員を配置しております。令和元年度については、副校長について平成30年度の22校から26校に、教頭補助については平成30年度の65校から76校へ拡充することとしています。

(4) 学校への調査・照会文書等の削減／平成28年1月、一部の学校園にアンケート等を実施し、校長・教頭などの管理職における時間外勤務時間の時間数は、調査・照会文書に対する資料作成にかかる時間が一番多く、負担感も一番重いと感じているという状況を把握しました。調査・照会文書等の削減に向け、各担当に対し、業務遂行上で必要不可欠なものに精選することはもとより、調査回数等の減等に努めるよう周知徹底しており、現在、市教委独自の調査・照会文書に重点を置き、25%の削減を目標として、削減に向けての取り組みを行っております。平成30年度については、平成27年度から25%の削減という目標を達成しました。今後とも引き続き市教委独自の調査・照会文書の削減の取組を進めて参ります。

(5) 夏季休業中の学校閉庁日の設定／平成29年7月、教職員の健康の保持、増進と心身の休養を図るため、毎年8月15日前後の3日間程度を学校閉庁日に設定し、夏季特別休暇や年次休暇、休日の振替等の取得を促進する旨、各校園長に通知しております。

(6) 小学校・中学校への音声応答装置の導入／業務時間外の電話対応について、平成30年5月1日から音声ガイダンスによる対応を実施しており、音声ガイダンスの内容は、「お電話ありがとうございます。本日の電話受付時間は、終了いたしました。恐れ入りますが、平日の午前8時以降に改めておかけ直してください。」としております。ガイダンスの設定時間は、小学校では平日の午後6時から午前8時まで及び土曜日・日曜日・祝日、中学校では、平日の午後6時30分から午前8時まで及び土曜日・日曜日・祝日、としております。

(7) 教員の長時間勤務解消に向けた調査研究等業務委託／民間事業者のノウハウを活用し、専門的な見地から勤務時間管理を含めた実効性のある業務改善策を策定・実施し、教員の勤務時間の短縮を図ること目的として、業務委託を実施しました。平成30年度の業務内容については、1学期において、調査研究報告書で示された学校現場の勤務実態及び課題を踏まえて、校長による勤務時間管理及び実効性をもった時間外勤務時間の上限規制を含めた業務改善策を策定し、平成30年8月中旬に中間報告として教育委員会に提出。2学期において、モデル校（12校）において、当該業務改善策を実施し、検証を行い、3学期において、モデル校での検証結果を取りまとめ、全校展開に向けた業務改善策・課題等を研究し、最終報告書として教育委員会に提出されました。今後、最終報告書、中央教育審議会からの学校における働き方改革の答申及び文部科学省からの勤務時間の上限に関するガイドラインを踏まえ、長時間勤務の解消に係る方針等を策定する予定です。

(8) スクールサポートスタッフ配置事業／教員の負担軽減対策として、授業以外の諸業務を補助的に行うスクールサポートスタッフを小中学校に配置し、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備します。令和元年度については、小学校50校、中学校20校への配置を予定しています。

(9) 大阪市版スクールロイヤー事業／児童生徒のいじめ・不登校・問題行動や保護者対応等に関し、弁護士による法律相談や、直接対応、研修等を実施することで、トラブルの未然防止と早期解決を図ります。教育委員会といたしましては、引き続き、様々な学校業務改善に向けた取り組みを推進するとともに、業務改善の効果検証を行い、教職員の多忙化解消に向けての具体的改善策を検討してまいりたいと考えております。

<放課後保障>

19. 放課後等デイサービスについて以上の対策を講じてください。

- ① 徒歩や公共交通機関を利用する場合も、送迎加算の対象になるように国に働きかけるとともに市として対策を講じてください。

(回答) 現在、国の報酬基準において、放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅又は学校までの送迎のほか、利用者と事前に合意のうえで定めた特定の場所(事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所等)までの送迎を行った場合に算定できるとされていますが、徒歩や公共交通機関を利用した場合は、送迎加算の対象となりません。放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応するため、質の向上や支援内容の適正化が求められているところであり、また、放課後等デイサービス事業をはじめ、指定通所支援の報酬に関する判断は、厚生労働省の報酬告示及び関係の留意事項の通知に基づき行われるものであるため、支援の状況を踏まえた適切な報酬となるよう、引き続き、国へ要望を行ってまいります。

- ② 送迎中も療育時間として認めるよう国に働きかけるとともに、大阪市独自でも認めてください。

(回答) 現在、国の報酬基準において、運営規程に定める営業時間には、送迎のみを実施する時間は含まないものとされており、放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応するため、質の向上や支援内容の適正化が求められているところであり、また、放課後等デイサービス事業をはじめ、指定通所支援の報酬に関する判断は、厚生労働省の報酬告示及び関係の留意事項の通知に基づき行われるものであるため、支援の状況を踏まえた適切な報酬となるよう、引き続き、国へ要望を行ってまいります。

- ③ 報酬を日額払いとするよう国に求めてください。基本報酬を充実させ、加算報酬に頼ることなく事業所が安定して運営できるよう国に働きかけてください。

(回答) 現在、国の障がい児通所給付費の支給については、給付決定保護者が通所支援を受けたとき、当該保護者に対して支援に要した費用を支給することとされており、その額は、国の算定基準に基づいて算出しています。放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応するため、質の向上や支援内容の適正化が求められているところであり、また、放課後等デイサービス事業をはじめ、指定通所支援の報酬に関する判断は、厚生労働省の報酬告示及び関係の留意事項の通知に基づき行われるものであるため、支援の状況を踏まえた適切な報酬となるよう、今後とも必要に応じて、国へ要望を行ってまいります。

- ④ 支援内容と運営に大きな影響を与えている「区分」を改めるよう国に働きかけてください。

(回答) 平成30年度の障がい福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの基本報酬については、利用者の状態像を勘案した報酬区分が新たに設定され、新指標に該当する障がい児の利用者全体に占める割合に基づいて、報酬区分を適用することとなりました。ただし、この事業所の報酬区分を判定する基準は、前年度の支援実績によるものであるため、現状とは一致しない場合があります。放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応するため、質の向上や支援内容の適正化が求められているところであり、国の動向を注視するとともに、今後とも障がい児に対する必要な支援が行われるよう、国に対して報酬上の適切な評価について引き続き要望してまいります。

<医療>

20. 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻すとともに、中軽度障害者も対象にしてください。償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。事務センターが償還事務をしていますが、償還が半年以上(一

部は10か月間以上)も遅れているので、せめて3~4か月で償還されるようにしてください。

(回答)大阪府において、重度障がい者医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度に関して、対象者や助成の範囲を真に必要な方へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成30年4月診療分から制度の変更が行われました。本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解頂きますようお願い致します。なお、本市では従前から大阪府市長会を通じて国に対し、国の制度として福祉医療費助成制度を創設するよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後も引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。また、大阪市医療助成費等償還事務センターでは開設以降、大量の申請書が届いている状況であり、申請から払い戻しまでに長期間を要している状況です。今後、更なる事務処理の効率化を図るとともに、平成31年4月診療分からは、医療証を使って支払った医療費の額が月額上限額(3,000円)を超過した場合に、一度手続きを行えばその後は手続きを行うことなく自動で払い戻しを行える自動償還により申請件数の減少を図るなど引き続き処理期間の短縮に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

2 1. 障害者の入院時に必要に応じてホームヘルパー派遣が認められるよう(聴覚障害者への手話のできるホームヘルパー派遣を含む)国に強く要望してください。

(回答)本市では、これまでも障がい者の入院中のヘルパー派遣等必要な支援について、他の指定都市等と連携しながら国に要望してきたところです。大阪市では、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しています。平成26年4月からは、これまで障がい支援区分6の方に限られていた対象者を見直し、区分6以外の方であっても、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者要件に該当し、本事業による支援が必要と認められる場合には対象者とするよう制度の充実を図ってきたところです。平成30年4月からは、国において制度改正があり、重度訪問介護を利用し、かつ障がい支援区分6の方については、重度訪問介護サービスの中で病院等に入院中にコミュニケーション支援等のサービスを利用することが可能となりました。本事業は、コミュニケーションの必要な方に対して、入院時における支援を途切れさせることなく治療にかかるコミュニケーションを確保するための大切なサービスであると考えており、今後とも必要なサービスを提供できるように努めてまいります。また、障がいのある方々の高齢化の進行等により、今後聴覚に障がいのある方々の介護時におけるコミュニケーション手段確保の必要性が一層増してくるものと考えられますので、今後も円滑にサービスが提供できるよう、国への要望等に取り組んでまいります。

2 2. 救急搬送に関して、聴覚障害者が手話でコミュニケーションが取れるよう、救急隊員に対して手話の習得機会を設けてください。

(回答)本市職員として、ろう者とのコミュニケーション力の向上を図るため、手話を使用し簡単な応対ができる職員を養成することを目的とする手話研修を実施しており、消防局からも参加しています。聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段の確保及び緊急時の重要性について、本市としても認識しており、今後とも円滑に事業運営できるよう、努力してまいりたいと考えております。

2 3. 「こころの救急相談」へ電話しても病院を紹介されるだけで、治療に繋がらなかったり救急車を呼んでもたらい回しにされたり府下の病院を紹介されたりといった状況を早急に改善してください。(文書回答)

①精神科一次救急医療を強化してください。連携のシステムを明確にして休日や夜間に入院のみでなく診療できる病院を増やし、消防や警察に精神科一次救急医療の主旨を周知してく

ださい。

(回答) 休日・夜間に緊急な医療を必要とする精神障がい者等のために、本市において設置・運営している精神科一次救急診療所の診療時間の拡大等につきましては、従事者の人数や対応時間が限られること、精神科医師や看護師等の確保の課題があるため、現在のところ困難な状況となっております。精神科救急医療体制については、大阪府・大阪市・堺市共同で「休日・夜間の大阪府の精神科救急医療システム」を運営しており、各種協議会等の場を通じて、大阪府警本部、大阪府各消防隊に同システムについて周知を行っております。今後引き続き、本市の精神科救急医療体制が円滑に実施できるよう努めてまいります。

- ②「こころの救急相談」に相談があり受診が必要になった場合、迅速に治療に繋がるように「精神科救急医療情報センター」からの優先診療予約などがスムーズに行われるようにしてください。(文書回答)

(回答)「こころの救急相談」につきましては、平成27年4月1日からかかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、こころの病気の緊急時に、必要に応じて精神科救急医療機関の利用についてお電話でご案内するために、大阪府・大阪市・堺市において共同設置している「おおさか精神科救急ダイヤル」として運用しています。現在、「おおさか精神科救急ダイヤル」に入電があり、精神科救急で対応すべきと判断された場合には、「おおさか精神科救急医療情報センター」(以下、センター)に連絡を行い、センターと当番病院間との調整のうえ、救急外来及び入院治療の対応を行っており、引き続きスムーズな対応を行えるように努めてまいります。

<福祉>

24. 利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自の支援策を講じてください。(文書回答)

(回答) 自立支援給付における利用者負担については、利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されています。この応能負担は、全国共通のものとして設定されるべきものであり、利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、居宅で生活されている方に対する通所施設・住宅サービス等軽減、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。軽減措置につきましては、国に対し、利用者の十分な状況確認を行ったうえで、適切な軽減措置、制度改善を行うよう要望してまいります。

25. 十分な職員配置を行い円滑な運営が行えるよう基本報酬そのものを引き上げるよう国に強く要望してください。(文書回答)

(回答) 障がいの者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準が保てるとともに、障がい福祉サービス等事業者が適切な支援を安定して実施できるよう、本市としても国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところです。今後とも、障がいのある方に対するサービスを安定的に提供するために、事業者において十分な職員配置が行えるよう、引き続き報酬の改善を要望してまいります。

26. 2021年度に予定されている障害報酬改定に際して、以下のことを国に要望してください。

- ①日払い方式から月額払い方式に改めてください。
- ②報酬体系に成果主義を持ち込まないでください。
- ③食事提供体制加算を継続してください。
- ④送迎体制加算を継続してください。

(回答)

①障がい福祉サービス等の報酬の多くは、利用日数に応じた報酬算定となっております。本市におきましても、障がいのある方に対するサービスを安定的に提供するために、国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところです。今後も、事業者において適切な職員配置等が行えるよう、引き続き国に対して報酬の改善を要望し

てまいります。

②成果(実績)に応じた報酬として、例えば就労移行支援においては、一般就労への移行と定着を推進するため、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬への見直しが平成30年度に行われました。また、就労継続支援B型においては、平均工賃額に応じた基本報酬への見直しが行われております。これらの見直しは、事業者に対してサービスの質の向上を促すために導入されたものですが、実績として評価されにくい支援があることも理解しているところです。本市としましては、サービス提供の現状を踏まえ、適切な報酬設定となるよう国に対し要望してまいります。

③④食事提供体制加算および送迎体制加算は、障がいのある方にとって、地域で生活するうえで必要な社会参加や日常生活を行う上で重要な支援であると考えております。

本市としましては、支援を必要とする障がい者のニーズに対し必要な支援を提供できるよう、今後とも継続実施について引き続き要望してまいります。

27. 大阪市障害者支援計画及び障害福祉計画の各サービスの数値目標達成に向けた具体的な計画を明らかにしてください。また、現在国で検討されている地域生活支援拠点（障害児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想）について、大阪市としてどのように整備していく考えかを示してください。(文書回答)

(回答)本市では、障がい者施策の基本的方向性を示す「大阪市障がい者支援計画」と、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保のための方策を定める「大阪市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が個人として尊重され、その権利を実現し、持てる力を十分に発揮して社会参加するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な施策を推進しています。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画においては、国の基本指針に基づき、成果目標及び障がい福祉サービス等の必要なサービス見込み量を設定しておりますが、設定する成果目標については、活動指標(各障がい福祉サービス等の利用実績等)の活用も図りつつ、計画の実施状況の把握・分析を行い、障がいのある方や学識経験者等で構成する障がい者施策推進協議会及び各専門部会へ報告し、協議会からの評価・分析に関する意見を踏まえて、目標の達成に向け必要な措置の検討を進めてまいります。地域生活支援拠点等については、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、国の基本指針において、令和2年度末までに「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を整備することとされています。本市では、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備を目指しており、平成30年度からは、各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて「相談」の支援体制の充実を図るとともに、「つながる場」と連携し、他分野の相談支援機関との連携を強化する等の「地域の体制づくり」を進めています。また、「専門的人材の確保・養成」として、相談支援専門員に対する研修を実施するとともに、専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーを派遣する体制を整備してきたところです。障がいのある人が地域で安心して生活するためには、残る「緊急時の受入れ・対応」や「体験の機会・場」の機能も重要であると考えており、これらについても令和2年度までに整備できるよう、現在、検討を進めております。

28. 障害支援区分について、認定状況の実態把握と検証を大阪市として行い、国に必要な改善を要請してください。また認定調査員への研修を徹底し、調査員によって違いが生じないようになしてください。(文書回答)

(回答)障がい支援区分の認定調査にあたっては、認定調査員に対し、就任時だけでなく、理解を深めるための研修会を開催するなど、調査員マニュアル等国基準の周知徹底をはかってきたところです。今後も、大阪市としても認定状況の把握に努めるとともに、国の動向も注視し大阪府とも連携しながら、より適切に区分認定が行えるよう、国に対して働きかけを行います。

29. 障害者手帳のカード化が可能となりましたが、大阪市の対応方針を示してください。実施に当たっては、氏名の点字表示や切り込みを入れるなど視覚障害者に配慮するとともに、希望により従来の紙製の手帳とカードが選択できるようにしてください。(文書回答)

(回答)平成31年3月29日付け厚生労働省通知により障がい者手帳の様式例が示されたところであり、障がい者手帳のカード化にあたっては、大阪府・堺市・府内中核市と連携し、大阪府内の障がい者手帳の様式を統一したものとなるよう検討を進めているところですが、カード型障がい者手帳の交付の実施時期については、切り込みや記載事項の検討、システム改修も必要なことから、現段階では未定です。なお、従来の紙製の手帳とカード型のどちらかを選択いただき、交付できるよう考えております。

30. 市や各区の障害者自立支援協議会を活性化させて、当事者や家族が参画できる場をつくり生の声を反映させて地域課題を整理して、その解決のための取り組みを強化してください。また各区の活動状況を把握して取り組みの格差を生まない努力をしてください。

(回答)地域自立支援協議会は、障がいのある方を地域で支えていくための体制づくりにおいて、中核的な協議の場であり、大変重要な役割を果たしていると認識しております。本市の地域自立支援協議会には障がい当事者も参画いただいております。障がい者の生活実態等を踏まえた課題検討に努めております。また、各区の地域自立支援協議会では、相談支援部会を始めとする様々な部会が設置され、事例検討や、ネットワーク構築のための事業者間での情報交換が行われるなど、地域の実情に応じた取組が進められています。当事者部会を設置して生の声を反映するよう取組んでいるところもあります。本市では、各区の活動状況を取りまとめ、各区への情報提供や連絡会の開催等を通して、引き続き地域自立支援協議会の活性化に努めてまいります。

31. 就労継続A型事業所について、運営や支援内容に問題が生じないよう監査及び指導を徹底してください。(文書回答)

(回答)本市では、就労継続支援A型事業所を含めた指定障がい福祉サービス事業者等に対して、指定時研修、集団指導及び事業所を直接訪問して行う実地指導等を実施しております。実地指導にあたっては、事業の適正な運営とサービスの質の確保にむけて、設備基準、人員基準及び運営基準などが遵守されているかの確認や帳票類と請求情報を突き合わせて、不適切な報酬請求がないかなどの確認等を行っております。特に就労継続支援A型事業所につきましては、厚生労働省より、平成29年3月、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」及び、平成30年3月、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて」が通知され、本市としては、この通知に基づき、利用者の意向や能力等を踏まえ個別支援計画が作成され、当該計画に基づいたサービス提供が行われているかなど、運営面について事業者に対し指導しているところでもあります。また、実地指導の際、事業所内の見学を行い、設備の状況などを確認するとともに、実際の支援状況を確認することにより、不適切な支援の防止を図り、適切な支援が実施されるよう、必要に応じて事業者に対し指導しているところでもあります。

32. 障害者及び高齢障害者が利用できる生活施設の整備を行ってください。入所施設の整備・建設をおこなってください。医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を市の責任で整備してください。(文書回答)

(回答)本市においては、現在、新たな障がい者支援施設を整備する予定はありません。本市では、施設から地域生活への移行の推進に取り組んでおり、今後とも、障がいのある人が可能な限り施設に入所することなく、地域で安心して生活ができるよう、地域移行や地域定着等の支援の充実を図ってまいります。また、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備する地域生活支援拠点等の整備を進めることとしております。整備にあたっては、地域生活の支援に必要な機能を面的に整備することとしており、ニーズ等を踏まえた必要な機能につ

いて引き続き検討を進め、障がいのある人を地域全体で支える体制の強化を進めてまいります。

3 3. 生活介護事業を、希望する全ての利用者が利用できるよう、支援区分3以上を要件とするなどの利用条件の緩和を国に強く要望してください。(文書回答)

(回答)生活介護事業は、障がいのある方にとって、地域で生活するうえで必要な社会参加や日常生活を行う上で重要な支援であると考えております。本市といたしましては、支援を必要とする障がい者のニーズに対し必要な支援を提供できるよう、適切な報酬単価の設定等を国に対して引き続き働きかけを行ってまいります。

3 4. 短期入所(ショートステイ)事業がより利用者の実態に対応したものになるように大阪市独自の支援策を講じてください。

- ①ショートステイの増床を図るために、グループホーム整備費・設備整備費と同様の補助金制度を創設してください。
- ②緊急枠に対応する空床確保への補助制度を創設してください。
- ③各行政区に利用あっせんのための窓口を設置し利用手続きなどがスムーズに行えるようにしてください。
- ④強度行動障害等に対応するため職員加配等の支援策を講じてください。
- ⑤「ロングショート」の実態を調査し早期にその解消を図ってください。

(回答)短期入所の利用を希望する人が、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であるため、国に対し報酬単価改定を含む制度の見直し等を引き続き働きかけてまいります。また、利用が必要な時に円滑に利用できるようサービスにかかる情報提供等の仕組みづくりについて検討してまいります。

3 5. グループホームへの支援策を講じてください。

- ①軽度障害であっても本人等の希望がある限りグループホームでの暮らしが継続できるようにしてください。

(回答)グループホームは、現行制度において、障がい支援区分「非該当」の方から「区分6」の方までが利用することのできるサービスであり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。グループホームでの地域生活を希望する障がい者が、障がい支援区分による利用制限を受けることのないよう国の動向を注視するとともに、適正な制度設計を行うよう国に対して要望してまいります。

- ②平日しか対象とならず利用者が2名でも1名分と同額であるなどの、日中支援体制加算(I)の不十分さを改めるよう国に強く要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。
- ③土曜日・日曜日・祝日や災害等による日中支援事業所の休所や利用者の急病などで日中グループホームで過ごす必要がある場合、ホームで日中支援が十分行うことができるように、現行制度の拡充を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の加算・補助制度等の支援策を講じてください。
- ④夜間支援体制加算の算定基準に障害支援区分を加味するよう、制度の改善を国に強く要望してください。
- ⑤利用者の帰省や病気等で利用がない場合でも職員の配置は必要です。日割り実績払いの報酬ではなく月額報酬にするとともに基本報酬を引き上げるよう国に働きかけてください。

(回答)グループホームは、現行制度において、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。本市としましては、今後も引き続き障がい者の生活実態や障がいの状況

を考慮し、必要とされるサービスの支給決定を行ってまいりたいと考えております。また、日中支援や夜間支援の体制については、平成 26 年度からのグループホーム一元化に伴い、国において、一定評価がされているところですが、本市としては、グループホームが利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、実態に即した適正な報酬単価の設定を行うよう国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、日中支援加算、夜間支援体制加算のさらなる充実等、グループホームの安定した事業運営が図れるような十分な財政的支援や制度の充実等について、国に対して要望してまいります。

- ⑥グループホーム利用者の通院介護にガイドヘルパーが利用できるようにしてください。現行の通院介護によるヘルパー利用は慢性疾患の定期通院や回数が月 2 回などの制約があり突発的な病気や怪我などのときには利用できません。利用内容や回数を拡大・拡充してください。

(回答) グループホームにかかる通院等介助については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うこととなりますが、平成 19 年度から慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月 2 回まで利用が可能となりました。また、急病など緊急避難的な対応が必要な場合は、移動支援事業による対応も可能としているところです。本市といたしましては、グループホームが安定的かつ継続的に運営できるよう、適正な報酬や職員配置基準等の制度の見直しについて引き続き国に対して要望してまいります。

- ⑦グループホーム利用者がホームヘルパーを利用できるよう国に強く要望するとともに、大阪市として必要な措置を講じてください。

(回答) グループホームにおける居宅介護等の利用については、国においても、これまで利用対象者の拡大や制度の適用期間の延長など拡充が図られてきたところですが、令和 3 年 3 月 31 日まで経過措置となっているグループホームにおける個人単位での居宅介護等の利用は、重度の障がい者がグループホームに居住して地域で暮らすための大切な方策であることから、恒久的な制度とするよう国に対して要望しているところであり、今後とも引き続き要望してまいります。

- ⑧新たに設けられた日中サービス支援型グループホームは、報酬が少ないために重度障害者に十分対応できません。報酬の増額を国に働きかけてください。

(回答) 日中サービス支援型グループホームについては、平成 30 年 4 月に創設されたところですが、重度の障がい者を受け入れるための人員配置や住宅改修を行うために十分な報酬が確保されているとは言えない状況であることから、今後、より重度の障がい者が地域移行していくためにも、必要かつ十分な支援を行うことができるよう適正な報酬単価の設定を行うなど、グループホームの安定した事業運営が図れるような十分な財政的支援や制度の充実等について、今後も引き続き国に対して要望してまいります。

36. グループホームの土地・建物の購入・建設及び改修に対応するため、設備整備補助を拡充してください。

- ①高齢化・重度化などにより介護度が高くなる利用者が、グループホームでの生活を継続できるよう建物改修や備品購入の補助額・適用箇所数を拡充してください。
- ②スプリンクラーや自動火災報知機等の設置にかかる費用の全額を補助金で設置できるよう引き続き国に強く要望するとともに、大阪市としても対策を講じてください。また、障害支援区分の変更等でスプリンクラー設置が必要になったグループホームに対する支援策を講じてください。
- ③賃貸住居で運営しているグループホームが消防法関連で大きな支障がある場合には、大阪市の責任で必要な対応策を講じてください。
- ④市営住宅に開設しているグループホームについては消防設備の整備・維持を大阪市の責任で行ってください。

(回答) 本市におきましては、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資

源であるとの認識にたち、グループホームの設置を促進するため、社会福祉法人等が、市内で新規に整備を行う障がい者グループホームに対し、国の社会福祉施設等施設整備費補助の対象外である、住宅の賃貸借、購入、住宅改造に関する補助、備品購入にかかる経費の補助を実施しているところです。また、障がい者の重度化・高齢化を踏まえ、障がい者の地域移行を進める観点から、グループホームにおいて、重度障がい者や高齢障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しており、国に対しては、適正な報酬単価の設定を行うなどグループホームの報酬を引き上げること、今後もグループホームの設置を推進できるよう対策を講じるとともに、円滑な設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じることを引き続き要望してまいります。スプリンクラー等の消防設備の設置義務につきましては、建築基準法上の取扱いに関する府下の申し合わせを行い、市消防局においては消防設備等の設置に係る特例基準が設けられているところであり、本市指定グループホーム事業者の対応状況等については、定期的に設置状況調査を実施し、把握を行っているところであり、今後も引き続き、グループホームに入居される障がい者の方々が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、各関係機関と連携しながら状況把握に努めてまいります。スプリンクラーの設置につきましては、令和元年度も継続されている国の社会福祉施設等施設整備費補助金を引き続き活用していくとともに、本市においても、平成30年度より賃借及び購入した家屋の住宅改造のうちスプリンクラー設備の設置にかかる工事費補助を実施しているところです。入居者がグループホームでの暮らしを安心して継続することができるよう、また、安定した事業運営が図られるよう、必要な対策及び十分な財政措置を講じるよう国に対して引き続き要望してまいります。また、今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、設置促進及び既存グループホームの存続に取り組むとともに、賃貸住居や市営住宅を含めグループホームに入居される障がい者の方々が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、今後も引き続き各関係部局と連携してまいりたいと考えております。

37. 居宅介護支援を拡充してください。

- ①居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応じることができないケースが多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。

(回答)障がい者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準が保てるとともに、障がい福祉サービス等事業者が適切な支援を安定して実施できるよう、本市としても国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところです。今後とも、障がいのある方に対するサービスを安定的に提供するために、居宅介護事業所等において十分な職員配置が行えるよう、引き続き報酬の改善を要望してまいります。

- ②居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、使用を認めてください。また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

(回答)大阪市では、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しています。平成26年4月からは、これまで障がい支援区分6の方に限られていた対象者を見直し、区分6以外の方であっても、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者要件に該当し、本事業による支援が必要と認められる場合には対象者とするよう制度の充実を図ってきたところです。平成30年4月からは、重度訪問介護を利用し、かつ障がい支援区分6の方については、重度訪問介護サービスの中で病院等に入院中にコミュニケーション支援等のサービスを利用することが可能となりました。本事業は、コミュニケーションの必要な方に対して、入院時における支援を途切れさせることなく治療にかかるコミュニケーションを確保するための大切なサービスであると考えており、今後とも必要なサービスを提供できるように努めてまいります。

障がい者の通学・通勤・就労中の公的な支援については、重度の障がいのある国会議員が国会で活動する際に必要なヘルパー経費の負担のあり方問題を契機として、現在、大阪府において、制度の設計に向けて、検討が進められております。本市においては、大阪府からの要請を受け、現在、障害福祉サービスの支給決定者数等の情報提供等を行っているところですが、対象者をはじめ、具体的内容についてはまだ示されておられません。今後も検討にあたっての協力を行うとともに、障がい当事者の意向や意見について、十分把握するよう、大阪府に要望してまいります。また、通院介助時における院内介助については、平成20年4月に国の取扱いが示されており、「病院内等の移動等の介助は、基本的に院内のスタッフにて対応されるべきものであるが場合により算定対象となる。」とされています。本市においては、一定の基準を設けており、今後も適正な運用に努めてまいります。

- ③入院にいたった場合、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえないような身体的介護は、(医師の要請で)制度上のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院が間近になっての慣らしの外出や、自宅への一時帰宅についても、制度上のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は、重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供されるようにしてください。

(回答) 大阪市では、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しています。平成26年4月からは、これまで障がい支援区分6の方に限られていた対象者を見直し、区分6以外の方であっても、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者要件に該当し、本事業による支援が必要と認められる場合には対象者とするよう制度の充実を図ってきたところです。平成30年4月からは、重度訪問介護を利用し、かつ障がい支援区分6の方については、重度訪問介護サービスの中で病院等に入院中にコミュニケーション支援等のサービスを利用することが可能となりました。本事業は、コミュニケーションの必要な方に対して、入院時における支援を途切れさせることなく治療にかかるコミュニケーションを確保するための大切なサービスであると考えており、今後とも必要なサービスを提供できるように努めてまいります。また、障がい者の入院中のヘルパー派遣等必要な支援について、他の指定都市等と連携しながら引き続き国に対して要望してまいります。

- ④大掃除(換気扇掃除・クーラー掃除・蛍光灯掃除等)や自治会活動での援助、パソコン入力作業援助などの支援をホームヘルパーの仕事として認めてください。

(回答) 居宅介護等のヘルパーは、家庭を訪問して掃除、洗濯、調理など必要な日常生活の援助を行うこととなっています。大掃除や自治会活動での援助については、日常的に行われる家事の範囲を越える行為であるため認められておられません。なお、福祉サービスの対象とならない、地域で生活するうえで必要な活動については、地域のボランティア等に支援していただいている事例もあると聞いております。パソコンの入力援助については、コミュニケーションをとる手段として活用している等、認められる場合があります。

- ⑤大阪府が障害支援区分ごとに設けている「居宅支援決定基準」を撤廃し、一人ひとりの必要に応じて支給時間を決定してください。

(回答) 居宅介護の支給決定を公正かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定について支給決定基準を定めております。しかしながら、支給基準時間を超えて支援を必要とする理由がある場合には、各区保健福祉センターと福祉局障がい支援課で協議を行い、障がい支援区分認定審査会の意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を定めるものとしております。

38. 大阪市の同行援護事業において、視覚単一の障害者が上限51時間を超えて支給されている事例の有無を明らかにするとともに、そのような事例がある場合理由を示してください。また、必要に応じて51時間を超えて利用できるよう制度を見直してください。

(回答) 大阪市では、同行援護について、一月あたり障がい者（18歳以上）については51時間の支給基準時間を設けております。視覚単一の障がい者が51時間を超えて支給決定している事例はありません。一月あたりの支給量については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することを基本としています。支給決定時間を超える場合は、区役所と福祉局で協議を行い、その後、区役所の審査会に諮った後支給決定することとなります。

39. 入院時コミュニケーション支援事業の対象者や支援内容を拡大して、個々のニーズに対応した制度に充実させてください。

(回答) 本市では、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しています。平成26年4月からは、これまで障がい支援区分6の方に限られていた対象者を見直し、区分6以外の方であっても、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者要件に該当し、本事業による支援が必要と認められる場合には対象者とするよう制度の充実を図ってきたところです。平成30年4月からは、国において制度改正があり、重度訪問介護を利用し、かつ障がい支援区分6の方については、重度訪問介護サービスの中で病院等に入院中にコミュニケーション支援等のサービスを利用することが可能となりました。本事業は、コミュニケーションの必要な方に対して、入院時における支援を途切れさせることなく治療にかかるコミュニケーションを確保するための大切なサービスであると考えており、今後とも必要なサービスを提供できるように努めてまいります。

40. 移動支援事業を拡充してください。

①移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。

(回答) 本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。今後とも国に対し、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を要望するとともに、障がいのある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置等を講じるよう要望してまいります。

②ガイドヘルパーの確保に向けて早期加算等の加算制度を大阪市独自に講じてください。

(回答) 移動支援事業は障がい者の社会参加や地域生活において必要不可欠な支援であり、障害者総合支援法で法定給付として明確に位置づけて実施することが重要であると考えます。今後とも国に対し、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を要望するとともに、障がいのある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置等を講じるよう要望してまいります。

③1か月の移動支援時間数の上限51時間を拡充してください。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるなど、柔軟に利用できるようにしてください。

(回答) 大阪市では、移動支援について、一月あたり18歳以上の障がい者は51時間の支給基準時間を設けております。一月あたりの支給量については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することを基本としているため、翌月に持ち越すなどの運用は行っておりません。

- ④介添人なしで通学・通所できないろう重複障害者が移動支援事業を利用できるようにしてください。

(回答)本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。通学、通所など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等と連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に対し働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。

- 4 1. 相談支援事業が安定して事業運営できるよう報酬単価を大幅に引き上げるよう国に強く要望するとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。

- ①指定特定相談支援事業のサービス等利用計画作成等にあたっては、一般相談支援事業と同様にサービス等利用計画作成にとどまらず、日常的な相談支援が必要なケースがほとんどです。そのため、一般相談支援事業の専門職員配置が特定相談支援事業でも配置できるよう相談支援事業の基礎的な制度を改善し円滑な相談支援が行えるよう国に強く要望するとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。(文書回答)

(回答)平成30年度障がい福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援については、さらなる質の向上をめざすための見直しが行われ、居宅介護利用者等、利用者本人への状況確認やサービス提供事業者への頻繁な連絡調整の必要性が高い場合等について、モニタリング実施標準期間を短縮する見直しが行われたところです。また、報酬単価については、基本報酬が一定程度引き下げとなった一方、質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算の創設や、相談支援専門員の複数配置等の要件を満たす事業所へ加算を行う特定事業所加算の拡充などが行われたところです。本市においては、これら報酬改定に伴う影響を注視しつつ、国に対し、今般の報酬改定実施にともなう効果や影響を分析したうえで、相談支援事業所の参入が進むよう、基本相談部分も含めすべての事業所において運営が成り立つような報酬体系とするよう要望してまいります。なお、本市の厳しい財政状況から、本市独自の支援策は困難であると考えております。

- ②行政(区保健福祉課)と各指定相談支援事業所との連携を強化してください。個人のケース記録などの情報を本人の同意を得たうえで共有できるようにしてください。(文書回答)

(回答)行政が作成したケース記録などは、本市内部での意思決定の際の判断材料となる公文書であり、外部に情報提供する必要がある場合は、その都度、ご本人の承諾を得たうえで提供しております。本市機関と相談支援事業所が該当資料を常時共有するのは馴染まないものと考えております。

- ③相談支援事業所(相談支援専門員)の絶対数が不足している状態です。初任者研修や現任者研修を大幅に増やすなど市独自に相談支援専門員の配置を十分行うことができるよう支援策を講じてください。(文書回答)

(回答)本市では、市内の指定特定相談支援事業所の絶対数が不足している状況を踏まえ、区地域自立支援協議会や区役所、区障がい者基幹相談支援センターなどと連携して、事業所立ち上げの説明会を開催するなど、サービス提供の基盤整備に引き続き努めてまいります。相談支援従事者研修は都道府県が実施主体とされており、市独自での研修実施はできませんが、大阪府に対し相談支援従事者研修の充実について要望しております。また、国に対しては、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう、引

き続き相談支援報酬の引き上げに関する要望を行ってまいります。なお、本市の厳しい財政状況から、本市独自の支援策は困難であると考えております。

4.2. 補装具・日常生活用具・福祉用具の交付制度を拡充してください。

- ①補装具は、耐用年数に至らない場合でも、身体状況の変化や行動範囲が広くて損傷が激しい場合への対応など、必要に応じて給付するようにしてください。
- ②自己負担なく補装具や日常生活用具が支給されるよう、給付上限額を引き上げてください。とりわけ移動用リフトについては、市場価格で購入できる額に引き上げてください。

(回答) 補装具費の再支給については、国が定める耐用年数を経過していることが原則となりますが、身体状況の変化や本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合については、新たに必要と認める補装具費を支給しています。日常生活用具の給付上限額については、障がい者等が用具を使用するうえで最低限必要な機能を有した用具を基準に市場価格等を考慮し設定しています。今後も、市場価格の動向を調査反映した上限額の設定に努めてまいります。

- ③日常生活用具のベッドなどは、身体や障害の状況に応じて変更が必要です。一律に耐用年数を決めずに臨機応変に対処してください。またレンタル方式も検討してください。(文書回答)
- ④紙オムツなどの支給は、障害により継続的な使用が必要な場合は、原因疾患によらず支給してください。(文書回答)

(回答) 日常生活用具の再支給については、本市が定める耐用年数を経過していることが原則となりますが、身体状況の変化や本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合については、新たに必要と認める日常生活用具を支給しています。紙おむつについては、給付対象者の要件を、ぼうこう・直腸機能障がい者でストマ用装具を装着することができないなど紙おむつが必要な方や乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方としていましたが、平成30年4月より下肢機能障がい又は体幹機能障がいの2級以上で、かつ知的障がい、音声・言語機能障がい、呼吸機能障がい起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難な方や難病等のある方でその疾病が起因となり下肢機能又は体幹機能に障がいがあり、かつその疾病が起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方について給付対象者とするところとしました。なお、意思表示が可能で、排尿もしくは排便に対して介護が必要となる方に対しては、介護の提供により対応すべきものと考えます。日常生活用具の種目や耐用年数、要件等については、その目的をふまえながら、引き続き、市場や他都市調査、専門家からの意見聴取等を行い検討してまいります。

- ⑤両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象となっていない児童に対する補聴器の修理代を支給してください。

(回答) 本市では、平成23年度より両耳の聴力レベルが60デシベル以上70デシベル未満の児童に対し、補聴器購入費の一部を支給しています。また、平成28年度より対象者の範囲を30デシベル以上に拡大し実施したところであり、現時点では修理代にまで支給の範囲を広げることは困難であると考えております。なお、国に対しても身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象とする補聴器の交付事業に対して財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。

- ⑥「読書バリアフリー法」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して希望者全員に交付してください。点字図書価格差保障制度を見直し、点字図書についてはタイトル数や巻数の制限を撤廃するとともに、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付してください。

(回答) 令和元年6月28日に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の第3条基本理念では、「視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること」と規定されています。本市では、視覚障がい者用ポー

ダブルレコーダーにつきましては、視覚障がい2級以上の方を対象として給付、また点字図書給付事業につきましては、ひとりあたり年間6タイトル又は24巻を上限とし、一般図書と点字図書の差額分を給付しています。視覚障がい者に係る日常生活用具や点字図書給付事業につきましては、法の趣旨をふまえながら、専門家からの意見聴取等も行い、検討してまいります。

- ⑦重度視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたすことから、補聴器を補装具として、または集音器を日常生活用具として支給してください。

(回答)補装具は、障がい認定された身体障がいの部位に対して、当該障がいにより喪失もしくは制限を受ける身体機能を補完または代替する福祉用具であり、日常生活用具は、障がい認定された身体障がいにより生じる日常生活上の支障を軽減することを目的とした福祉用具です。そのため、聴覚機能を補完する福祉用具である補聴器については、聴覚障がいにより身体障がいの認定を受けた方が支給対象者となり、聴覚障がいに該当しない程度の軽度難聴の方は支給対象者とはなっていません。なお、集音器は補聴器とは異なり、医療機器としての承認を得ておらず、安全性や機能性等の確認ができないことから日常生活用具の対象品目とすることは困難です。加齢に伴う軽度の難聴がある重度視覚障がい者に対して、生活上の支障を改善するための方策については、まずは国における調査検討等が必要であると考えますので、国に対して要望等してまいります。

- ⑧聴覚障害児・者のいる家庭に、重度障がい者日常生活用具の屋内信号装置を公布してください。また公布要件を撤廃するよう国に働きかけてください。

(回答)屋内信号装置は、聴覚障がいのある方が独居されている場合、来客時の玄関の呼び鈴や目覚まし時計等の機能を補完するための日常生活用具であり、音を光や振動で知らせる装置で、聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯として、障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯や障がい者と小学生以下の児童のみの世帯、また同居人が就労等のため日中8時間以上留守になり、その間障がい者のみとなる世帯を対象として給付しています。屋外信号装置を含む日常生活用具の種目や耐用年数、要件等については、その目的をふまえながら、引き続き、市場や他都市調査、専門家からの意見聴取等を行い検討してまいります。

- ⑨2020年1月にWindows7のサポート切れを迎えることから、多くの視覚障害者がパソコンの買い替えやソフトウェアのバージョンアップが必要となっています。日常生活用具の情報通信支援用具の耐用年数を迎えない限り、自費での購入が余儀なくされることから、緊急対策として耐用年数に足りなくても、必要なソフトウェアの給付がおこなえるようにしてください。今後、ソフトウェアの利用期間については、従来の永続利用から一定期間の利用に対して代金を支払う方式に変わりつつあり、現在の10万円を限度とした5年に1回の制度では、各種ソフトの期間切れに合わせた更新をおこなうことが困難です。つきましては、給付決定後5年以内であれば10万円を分割して給付できるようにしてください。

(回答)日常生活用具の情報通信支援用具は、耐用年数を5年としており、耐用年数内の再支給は原則認めていません。但し、例外的に、修理不能等により用具の使用ができなくなった場合、再支給を認めることとしており、今般のWindows7のサポートが2020年1月14日に終了することにより、当該日常生活用具(情報通信用具)が使用できなくなる場合は、そのことを確認できる書類を添付することにより、再支給することができます。

4.3. 地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善してください。

- ①地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障害当事者にとってはなくてはならない存在です。支援の充実や職員確保に向けて委託料について、せめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げてください。
- ②委託料の算定について、各障害の特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については出席扱いすることや年間の平均利用者で委託費を決定するなど、実態に即したものとしてください。

い。また各種加算についても実態に即した加算としてください。

③委託料の支給決定について年度当初の利用登録人員で委託料の支給決定してください。

④利用者減員による委託費減額について、各センターの事業運営に大きな影響が出ています。地域活動支援センターの安定した運営に向けて、金額の根拠を明らかにするとともに返金時期など減額手続きについて実態を踏まえて是正してください。

(回答) 地域活動支援センター事業(活動支援A型)の委託料については、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。委託料の算定については、緊急性や効果的な支援を図るために職員が自宅へ訪問したり、病院へ付き添うなどの直接支援を行った場合、その日報やサービス提供記録等を作成するなどにより、支援内容等を記録することを前提として出席扱いすることは可能としています。また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めております。基本委託料については、運営実績を反映したものとするために前年度平均利用人数に基づき算定しているところですが、当該年度平均利用人数を反映し、10人の基準に満たない場合には1人減する毎に45万円ずつ減した金額で、下半期の支払いを行い、年度末には上半期と下半期の委託金額の合計と確定後の委託金額の差額について精算し、追及または戻入を行っているところです。委託金額の確定については、実績報告書の提出後、速やかに委託金額確定通知書により通知し、運営が損なわれないよう努めてまいりたいと考えております。

4 4. 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「障害者総合支援法の地域生活支援事業」のニーズを満たすために、手話通訳者派遣事業、ろうあ者生活相談事業、中途失明者訪問指導事業の予算を拡充してください。

(回答) 当該事業の予算の拡充につきましては、各事業が障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けされている事業であり、聴覚・言語に障がいのある方々の日常生活に必要不可欠なコミュニケーションの確保、また、中途失明者を含む身体障がい者が日常生活を営むうえで障がいの特性に応じた支援や訓練を行っていく必要があることから事業の重要性は十分認識しており、所要の財源確保に引き続き努力してまいります。

4 5. 大阪市役所及び各区役所に手話通訳者を正規職員として設置してください。設置できる間、対面通訳の必要性を鑑み手話通訳者派遣事業の委託先職員が巡回で対応できるよう必要な措置を講じてください。

(回答) 聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、手話通訳者派遣業務や聴言障がい者生活相談業務で専任者を配置して事業を実施しており、日常生活に不可欠なコミュニケーション手段の確保や生活相談につきましては、同事業をご利用いただいております。聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段の確保及び生活相談の重要性については本市としても認識しており、今後とも円滑に事業運営できるよう、努力してまいりたいと考えており、各区役所での手話通訳者が対応できるよう、検討を進めてまいります。

4 6. 福祉施設や福祉事業への指定管理やプロポーザルなど入札制度の導入をやめてください。プロポーザル方式ではなく、対象者である聴覚障害者と業務従事者が安心できる委託方式としてください。

(回答) 業務内容が専門的であり継続性が要求される業務などについては、事業者選定の仕方、契約手法を慎重に考えていく必要があります。地方自治法においては、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることから、本市におきましても、一般競争入札によることを原則とし、適正な履行の確保を図りつつ、経済性の観点から最も低い金額で契約するとともに、契約の相手方を広く募り公平に選定することとしており、あわせて、競争性の向上と透明性、公正性の確保が求められているところです。当

該事業につきましては、専門性や市民への適切な対応が求められることから、金額優先の入札形式は事業の性質上馴染まないものと判断し、提案内容を重視した事業者選定が可能となる公募型プロポーザル契約を実施することとしています。なお、業務の専門性を確保するための資格要件や継続性を保持するための十分な引継ぎ期間を設けるよう慎重に条件設定を行ってまいりますとともに、契約方法についても精査してまいります。

47. 身体障害者福祉法第34条に基づく聴覚障害者情報提供施設を設置して、映像ライブラリーや視覚的情報の発信のほか、手話通訳者養成事業などを拡充できるための拠点（施設）機能を早急に整備してください。

（回答）本市では身体障害者福祉法第34条に基づく施設の役割と同等の事業である手話通訳者派遣事業や手話奉仕員養成事業等を、聴覚障がい者の方に対して実施しているところであります。現在、本市において聴覚障がい者情報提供施設の設置予定は現在のところありませんが、引き続き、聴覚に障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。

48. ろう者のスポーツ参画を拡充するために、スポーツ競技団体に限らず、一般の障害者団体も対象に団体競技スポーツ大会出場奨励金の交付をしてください。また、デフリンピックや国際や全国規模の競技大会のメダリストや入賞者に対する表彰および報奨金を設けてください。

（回答）大阪市では、各種障がい者関係団体等からの申請に基づき、本市が収受した寄附金の運用により生じる利息の範囲内で、大会出場にかかる経費等を助成しております。

①大阪市重度障がい者（児）スポーツ・文化振興事業／重度障がい者（児）及び本市重度障がい者（児）スポーツ・文化の普及、振興活動に対して助成します。

②大阪市障がい者スポーツ振興助成事業／障がい者スポーツ大会への派遣や障がい者スポーツの研究等に対して助成します。

また、本市の障がい者スポーツに関する表彰制度として「大阪市障がい者スポーツにかかる市長表彰基準」を定めており、パラリンピック競技大会において優秀な成績を収められた本市にゆかりの深い方に対して功績をたたえ表彰しておりますが、近年の障がい者スポーツの競技性や認知度の向上に鑑み、対象の拡大など検討を進めております。

49. 役所から送付される点字通知文書について、これまで点字表示されていたものが点字表示されなくなるケースが頻発していることから、職員移動の際などにきちんと引き継ぎが行われるようにしてください。また、「大阪市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」のように臨時に送られてくる文書の中には、放置した場合大きな経済的損失を被ることもあるため、視覚障害者家庭への文書送付に関して十分な配慮を行ってください。

（回答）大阪市では、障がいのある方が利用できる施策やサービスについての情報や、地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供するよう、取組みを進めております。視覚障がいのある方への情報伝達についても、その方が自ら内容を確認できる形態により、迅速・正確に情報を伝達することができるよう、本市各部局で構成する「大阪市障がい者施策推進会議」の機会を活用したり、各区・各局へ理解と対応をいただくよう今年度も依頼しており、取組みを進めているところです。今後とも、障がいのある方が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう努めてまいります。

50. 妊娠している視覚障害女性全てに対して、その人が使用している媒体での母子健康手帳を普通字の母子健康手帳とセットで無料配布されるよう以下の対策を講じてください。

①厚生省からの通達に沿って視覚に障害のある妊産婦に対しては地方交付税で点字版母子健康手帳を必ず無料で配付してください。（**文書回答**）

②視覚に障害のある妊産婦に対しては、点字版に限らず当該妊産婦が使用している情報手段である音声拡大文字・データ等で作成したものを、通常の母子健康手帳とともに無料で配付してください。（**文書回答**）

- ③視覚に障害がある妊産婦本人が知らない場合でも、点字版母子健康手帳があることを知らせ、必要な時は無料で配布できるようにしてください。そのために、行政の責任で点字版母子健康手帳があることを、医療機関や保健所等に幅広く啓発してください。(文書回答)

(回答)

①旧厚生省からの通知により、平成6年に点字版母子健康手帳を作成いたしました。その後、厚生労働省から点字版母子保健マニュアルの配付はなく、2018年度版の点字版母子健康手帳が購入できないかどうかも含め検討してまいります。

②母子健康手帳の内容を音声拡大文字・データ等で作成したものを、ホームページに公開できないかどうかも含め検討してまいります。

③点字版母子健康手帳の周知につきましては、方法等も含め検討してまいります。

- 5 1. 生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口の対応は、精神障害をもつ相談者の状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。

(回答)生活困窮者に対する支援窓口では相談支援員が、障がいの種類や有無を問わず丁寧なアセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、個々の状況に応じて、本人の自己選択・自己決定を基本に適切な制度や施策、他機関の相談窓口等へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携しながら、対象者の経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立などを包括的・継続的に支援しております。

- 5 2. 障害を持っている方が生活保護を受けている場合、対応するケースワーカーは相談者の障害や状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。また生活保護の住宅扶助費について引き下げしないよう国に強く要望してください。

(回答)ケースワーカーや査察指導員等が被保護者の方へ対応する場合には、障がいの有無に関わらず丁寧な対応をするよう研修等を通じ指導を行っています。また、生活保護法による保護の基準等については国により定められることになっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

<介護保険>

- 5 3. 介護保険優先原則を撤回するよう国に働きかけてください。

- ①介護保険優先原則(障害者総合支援法第7条)の廃止を国に強く働きかけてください。岡山・浅田訴訟の全面勝訴判決「介護保険制度への強制移行は違法」との司法判断に沿って強制移行を無くし、介護保険の対象となった障害者(40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者)が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

(回答)自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険(総合事業を含む)にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。今後とも、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。

- ②要介護認定等の申請を行わない障害者に、障害者福祉サービスを打ち切らないだけでなく、「介護保険を申請しない選択肢」もあることを各区窓口職員に周知して、窓口での対応に生かすよう徹底してください。

(回答) 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険(総合事業を含む)にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、障がい福祉サービスの支給決定を継続しつつ、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。今後とも、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。

- ③当面の措置として、特定疾患を含む65歳以前から障害者サービスを受けている全ての障害者が低所得者の利用料負担が障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。

(回答) 介護保険サービスの利用料につきましては、サービスに係る費用の1割、2割または3割を負担していただいています。利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については高額医療合算介護(介護予防)サービス費を支給しております。加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。

- ④新たに設けられた「新高額障害福祉サービス等給付費」について、対象枠を設けず償還払いを撤廃し、すべての利用者が無料となるよう国に強く要望してください。(文書回答)

(回答) 自立支援給付における利用者負担については、利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されています。この応能負担は、全国共通のものとして設定されるべきものであり、利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、居宅で生活されている方に対する通所施設・住宅サービス等軽減、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようするための減免措置等が設けられております。軽減措置につきましては、国に対し、利用者の十分な状況確認を行ったうえで、適切な軽減措置、制度改善を行うよう要望してまいります。

- ⑤自治体が介護保険へ強制移行させる要因(国による誘導策)ともなっている国庫負担基準額における介護保険対象者への減額規定を無くすように大阪市として強く働き掛けてください。

(回答)本市におきましては、国庫負担基準に関係なく、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。

- ⑥介護保険は応益負担であり低所得者も利用料が発生します。また、介護保険の居宅介護等には、「できない規定」があり、家族分を含んだ家事や大掃除等、障害福祉サービスでできていたことが介護保険になるとできなくなることがあります。こうした利用者負担増やサービス内容の違いによって起きる不利益がある場合、介護保険へ移行しない理由として認めてください。

(回答)家族分を含んだ家事や大掃除については、介護保険サービスにおいても、障がい福祉サービスにおいても、利用者本人に対するサービスでないことや、日常的な家事ではないため、サービスの対象ではありません。なお、介護保険サービスについては、64歳まで障がい福祉サービスを利用されている方が、65歳年齢到達により1号の介護保険被保険者となられた場合、他の1号被保険者と同様の負担割合で、利用料を負担していただいております。利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階2段階の方につきましては、月額上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されています。また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。障がい福祉サービスについては、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用していただいていた低所得の高齢障がい者に対して、介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により償還し、利用者負担が増えない仕組みとなっております。

- ⑦介護保険に移行した人でも必要に応じて障害福祉サービスに戻ることができるようにしてください。

(回答)自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険(総合事業を含む)にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。介護保険サービスを利用されていても、障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。

54. 介護予防・日常生活支援総合事業においても、これまで通り要支援の方に対して、ホームヘルプサービス・デイサービスが受けられるようにしてください。

(回答)本市では、要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとしてそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。要支援の方に対する通所型サービスについては、引き続き現行相当のサービスを提供するとともに、訪問型サービスについては、既にサービス利用している要支援者、認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方には、引き続き現行相当のサービスを提供しています。

55. ろう高齢者がショートステイや、地域のデイサービスに集まれる曜日を設けるなど、制度や施設を利用するための特別の配慮が講じられるよう、利用者本人やサービス提供施設やケアマネージャー、地域包括支援センター、協議会(自立支援協議会)など、関係先に働きかけてください。

(回答)介護保険サービスは、サービス事業者との契約により利用する制度となっております。

す。特別な配慮が必要な場合は、個々にサービス事業者と十分相談することが必要となります。

5 6. 介護認定において、聴覚障害の障害特性としての生活管理の困難さやコミュニケーションや社会性構築の困難さなどが反映されるよう認定調査員の研修はもちろん、認定審査会でも周知を徹底化してください。

(回答) 要介護・要支援認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められております。本市におきましても法令等に基づき、公平・公正な調査・審査判定に努めております。要介護認定調査の実施にあたりましては、本市では「要介護認定訪問調査に係る聴覚障がい者等への手話通訳者派遣事業実施要綱」を定め、聴覚障がい等により意思疎通が困難な高齢者等が希望する場合には、認定調査実施時に手話通訳者の派遣を行い、当該調査において本人の心身状況等を的確に調査に反映するよう努めているところです。また、本市が市内の認定調査を全件業務委託している大阪市社会福祉協議会の認定調査員を対象に実施する研修におきましても、認定調査の実施にあたっては、障がい特性に充分配慮するよう周知徹底を図っていることや、新任の審査会委員を対象とした研修におきましても、障がい特性について記載したハンドブックを配布し、障がいについて理解を深めていただけるよう努めております。今後とも、聴覚障がい等により調査時に配慮を必要とする方に対し、適切な認定調査を実施することができるよう研修等のあらゆる機会を利用し、必要な情報の周知徹底に努めてまいります。

5 7. 特別養護老人ホームへの入所対象者について、意思疎通の問題が常につきまとう面で、要介護1・2の特例対象に「聴覚・言語障害」を加えてください。

(回答) 特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成27年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られました。このため、新たに入所する方については原則要介護3以上となりましたが、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。なお、次の要件に該当する方は入所が認められます。

- ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ・知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

<手話言語条例>

5 8. 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の啓発強化及び第3条-2に基づき体制を整備してください。また、関係団体独自の手話講習会に関して、立案段階から当事者団体である大阪市聴言障害者協会と協議し、合意の上、開催するよう指導してください。

(回答) 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」については平成28年1月に制定・施行されており、条例では手話への理解の促進及び手話の普及を行うとされています。大阪市こころを結ぶ手話言語条例が施行された以降の周知・啓発としては、ホームページに情報を掲載し、医療機関や障がい福祉サービス事業者等各種関係機関に対する研修や集団指導等の機会があるごとに、周知・啓発を行っているところです。平成29年3月には大阪市手話に関する施策の推進方針も策定し、全庁的な会議の場での周知に努めています。本市の各所属が開催する事業等への手話通訳者派遣も行っており、今後も引き続き、大阪市こころを結ぶ手話言

語条例に関する周知・啓発に努めてまいります。

59. 手話や筆談による対応が可能であることを示すために、一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定した「手話マーク」や「筆談マーク」の普及を図ってください。

(回答)「手話マーク」「筆談マーク」は「筆談で対応できる」「手話で対応できる」ことが誰にでも一目でコミュニケーション手段がわかるよう一般社団法人全日本ろうあ連盟が策定されました。本市におきましては、平成30年3月に策定しました「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」や毎年度発行しております「福祉のあらし」及び本市ホームページにおきまして、障がいのある方のための各種マークを掲載しているページに、様々なマークとともに「手話マーク」「筆談マーク」を掲載しております。また、「大阪市障がい者施策推進会議」において、大阪市全庁的に周知を行っており、今後も普及啓発に努めてまいります。

60. 大阪市が実施している全ての出前講座に手話通訳者を用意してください。特に開講においては手話通訳者も事前申込制(希望制)ではなく、「いつでもどこでもだれでも」参加できる環境を整備してください。また、講師の派遣とともに手話通訳者もセットで派遣できる体制を構築してください。

(回答)聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保の重要性については本市としても認識しております。大阪市が実施する講座にかかる手話通訳者の設置について、各講座を実施する所属による要請及び派遣費用の負担を条件に、平成30年4月から本市の手話通訳者派遣の対象としたところです。今後とも円滑に事業運営できるよう、各局に周知してまいりたいと考えております。

61. 聞こえない乳幼児に対して、手話言語の習得環境を大阪市の事業として整備してください。

(回答)乳幼児期手話獲得支援事業は「大阪府と公益財団法人大阪聴力障害者協会との大阪府手話言語条例に基づく施策の推進に関する協定」に基づき、大阪府と大阪聴力障害者協会が連携・協力して実施しており、大阪市内の聴覚に障がいのある児童及びその保護者の方についても利用可能であることを確認しております。聴覚・言語に障がいのある方々の乳幼児期における手話獲得の支援は重要であり、大阪府と連携して市民への周知等に努めてまいります。

62. 「聴覚障害者等のための研修、文化、体育およびレクリエーション活動等(大阪市手話通訳者派遣事業実施要綱の第6条(ハ)の派遣範囲)」はもちろんです。余暇活動(趣味など)の講座や、就労面を含む資格取得のための研修など、すべての分野で手話通訳者の派遣など情報保障を講座や研修の開催団体や雇用者(企業)に対して義務づけてください。

(回答)本市の手話通訳者派遣事業は大阪市手話通訳者派遣事業実施要綱第7条に定める派遣の範囲に基づいて行っており、同条ウにおいて、「聴覚障がい者等のための研修、文化、体育およびレクリエーション活動等において、手話通訳者によるコミュニケーション上の支援が、これらの活動を行う上で必要になるとき」には同事業による手話通訳者の派遣を認めております。平成30年4月から本市の各所属が同事業を利用することができることとしたことから、今後、本市が実施する市民向けの会議等で手話通訳者の派遣が行われる機会が増加しております。聴覚障がい者への情報保障の重要性に鑑み、福祉局といたしましては本市各所属に対して同事業を利用した積極的な手話通訳者の派遣を推進してまいります。また、企業等においても、手話言語条例の趣旨等について、周知徹底を行ってまいります。

63. 各区役所や公共施設に対して、障害者権利条約第2条はもちろん大阪市こころを結ぶ手話言語条例で定められている『手話は言語である』ということを知徹底してください。

(回答)障害者権利条約第2条に『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と規定されているとおり、『手話は言語である』という認識は手話の理解及び普及促進にとっては不可欠です。本市の手話言語条例である「大阪市こころを結ぶ手話言語

条例」（以下「手話言語条例」という。）の前文においても「手話は・・・（中略）・・・独自の語彙や文法体系を持つ言語である」、また、「市民一人ひとりが、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要である」としています。本市では、手話言語条例に基づき具体的な施策においては手話に関する施策を推進するための方針を策定することとしておりますが、この推進方針においても「手話が言語である」という手話言語条例の認識に基づいて施策を推進しており、全庁的な会議の場での周知に努めています。

64. 「大阪市手話に関する施策の推進方針」のもと、大阪市が手話の普及を目的に手話PR動画を発信していますが、「おはよう」など一部の手話が実際にろう者が表現する手話ではない為、大阪市民に対して間違った手話が広まってしまふ懸念があります。動画を制作・発信するにあたって、必ず、当事者の確認と合意を図るべく当事者団体である大阪市聴言障害者協会の立ち会いのもと、手話表現方法（手話の位置や形態特徴など）のチェックを受けるようにしてください。

（回答）手話PR動画について誤った表現がなされているものがあれば正しい表現に訂正をする、もしくは同PR動画の発信を中止するなど、大阪市民に対し誤った手話が広がることのないよう、適切に対応してまいります。なお、本市各所属が広報で手話が使用されているものについての実態把握に努めるとともに、正しい手話表現が発信されるよう、また必要に応じて当事者団体に確認してまいります。

<まちづくり>

65. 大阪メトロは2025年度中に全駅ホームへの可動式ホーム柵の設置を明らかにしましたが、この動きに呼応して大阪市内に駅を有するJR西日本や私鉄各社など、他の鉄道事業者に対して、早急に可動式ホーム柵を設置するよう働きかけてください。（文書回答）

（回答）国土交通省の「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」から平成28年12月に出された「中間とりまとめ」において示された安全性向上に向けた対策では、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅においては、車両の扉位置が一定であること、ホーム幅を確保できること等の整備条件を満たしている場合、原則として令和2年度までに可動式ホーム柵を整備することとされています。また、ホーム柵以外に内方線付き点状ブロックや駅員等によるソフト面での転落防止対策を講じることとされています。大阪市としても、これを踏まえて、鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備を促進することによって、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的とした「大阪市鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業補助制度」を設けております。民間鉄道事業者からは、一つの番線に扉数・扉位置が異なる車両の停車が混在するためホーム柵の開口数や幅が対応できない箇所があること等、整備については課題があると聞いておりますが、引き続き、整備計画等についての聞き取りや働きかけを行ってまいります。

66. 「大阪市介護人付無料乗車証」を便利に使い続けられるようにしてください（

- ①大阪市に居住する重度障害者が引き続き大阪メトロとシティバスを無料で乗車できるよう「大阪市介護人付無料乗車証」を廃止しないでください。（文書回答）

（回答）本市では、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るため、申請された方の障がいの程度等に応じて市内交通機関（Osaka Metro、大阪シティバス株式会社）でご利用いただけます「無料乗車証」及び「割引証」を交付しております。なお、現在のところ「無料乗車証」等を廃止する予定はございません。

- ②IC専用の自動改札機が多数設置されることで、多くの視覚障害者が「大阪市介護人付無料乗車証」などを利用する際の改札通過に支障が生じています。今後とも引き続き、「大阪市介護人付無料乗車証」を安心して利用できるよう、IC専用の自動改札機をこれ以上増やさないよう、大阪メトロに働きかけてください。（文書回答）

(回答) 視覚障がいのある方が「大阪市介護人付無料乗車証(単独利用可)」をご利用いただく際、IC専用自動改札機の設置により、改札通過に支障が生じている旨をOsaka Metroに対して伝達するとともに、引き続き、利用者が利用しやすい制度運営に向けて、Osaka Metroと連携に努めてまいります。

- ③「大阪市介護人付無料乗車証」について、希望者にはICカードのものを発行してください。その際、大阪メトロが発行している「イコカ」またはスルッとKANSAI協議会が発行している重度障害者向けの「特別割引用ICカード」に「大阪市介護人付無料乗車証」の機能を追加できないか検討してください。

(回答)「ICOCA」を含む大阪市介護人付無料乗車証のICカード化については、導入するにあたり各種券種に応じたシステム開発経費や交通事業者の改札機改修費等の多額コストが見込まれます。また、Osaka Metroは阪急電鉄(株)等の電鉄会社と相互乗り入れしており、鉄道を利用する場合、本市が発行する「大阪市介護人付無料乗車証」の発行対象者は、身体障がい者手帳等の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄記載の「第1種」と同一ではないため、相互乗り入れ先で乗降車される場合、一旦下車しないと相互乗り入れ先の割引措置を受けることができないといった技術的な課題がございます。さらに株式会社スルッとKANSAIが発行する「特別割引用ICカード」については、第1種の方及び介護人1名を対象にチャージ金額から乗車料金の半額をご負担いただく仕組みのカードであり、大阪市介護人付無料乗車証の対象者や割引内容が異なるため、株式会社スルッとKANSAIから機能追加はできないとの回答を得ております。そのため、現時点ではICカード化の導入は難しい状況ですが、今後とも利用者が利用しやすい制度運営に向けて、Osaka Metro及び大阪シティバス株式会社との連携に努めてまいります。

- ④本年2月8日付けで国土交通省自動車交通部長より各運輸支局長宛てに発せられた通知(「障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について」)の趣旨を尊重し、JR西日本に対して、有人改札での障害者手帳の毎回提示を簡略化し、「障害者割引乗車券」で自動改札機を利用できるようにするとともに、障害者向け割引イコカを発行するよう働きかけてください。(文書回答)

(回答)JR西日本をご利用いただく際には、西日本旅客鉄道株式会社が定める身体障害者旅客運賃割引規則等に基づき、割引乗車券類を購入される場合は身体障がい者手帳等を呈示しなければならないとされております。また、身体障害者等又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障がい者手帳等を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならないとされています。つきましては、ご乗車いただく際は、身体障がい者手帳等を携帯していただき、係員から呈示を求められましたら、呈示くださいますようよろしくお願いいたします。なお、障がいのある方への割引乗車証の作成や障害者向け割引ICOCAの発行については、西日本旅客鉄道株式会社のサービスとなりますので本市が民間事業者のサービス拡充について働きかけを行うことは困難です。

- ⑤可動式ホーム柵が設置される駅については、同時並行して、車いすでも「渡し板」なしで自由に乗車できるホーム(乗車位置にスロープを設置)に改善してください。(文書回答)

(回答)大阪市高速電気軌道(株)(Osaka Metro)では、今里筋線、長堀鶴見緑地線、千日前線におきまして、車いすやベビーカー等の利用者が、単独でスムーズに乗り降りしていただけるよう、可動式ホーム柵の導入にあわせて、ホームと電車床面との段差やすき間の縮小化に取り組んできました。今後は、御堂筋線、中央線、谷町線、四つ橋線、堺筋線におきまして、これまでと同様に、可動式ホーム柵の導入に合わせて、ホームと電車床面との段差・すき間の縮小化に取り組むこととしています。

67. 京阪「京橋駅」とJR「京橋駅」の間の移動が、視覚障害者にも円滑に行えるよう、通路の南側にもう1本誘導ブロックを敷設するとともに、双方の南北出口の適切な位置に誘導チャイムを設置するようJR西日本および京阪電鉄に働きかけてください。また、地下鉄京橋

とＪＲ・京阪京橋駅までの乗り換え経路を、車椅子利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるようにエレベーターを設置してください。

(回答) 大阪市では、平成16年4月に京橋地区交通バリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅及び駅周辺の道路で一体的なバリアフリー化の実現に向けた取り組みが関係事業者により継続して進められているところです。誘導ブロックについては、「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、旅客施設から案内対象施設まで敷設していますが、ルートを複雑にしないため、一つの出入り口に複数ルートの誘導ブロックは設けておりません。ご要望にあります通路の南側につきましては、通勤時間帯などでは多数の方が輻輳して移動されていることから危険であると考えています。現在、ＪＲ「京橋駅」では大規模な改修工事が行われており、工事完了後には京阪「京橋駅」と接続する出入口が広がる予定であり、これに伴い人の流れの集中する位置が現状から変化することが考えられることから、工事完了後の人の流れを確認しつつ安全で円滑に移動できるルートへの誘導ブロックの移設について、視覚障がい者の方々のご意見も参考にしながら検討していきたいと考えています。誘導チャイムにつきましては、各鉄道事業者に対し設置いただくよう、引き続き働きかけてまいります。また、既存の地下鉄「京橋駅」とＪＲ・京阪「京橋駅」を結ぶ地下通路につきましては、鉄道事業者とエレベーターの設置を協議しておりますが、エレベーターを新たに整備するためのスペース確保が難しいことから、現時点では整備が非常に困難であると聞いております。今後も、すべての人が安全で快適に移動できる「バリアフリーのまちづくり」の観点から、より安全で利便性の高い乗り換え経路が確保できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

68. 長居障がい者スポーツセンターは、開設から45年が経過し、老朽化が進んでおり、早急な建て替えが必要であると考えますが、大阪市としての見解を示すとともに、建て替えに当たっては、広く障害当事者団体および競技団体からの意見聴取の機会を設けてください。(文書回答)

(回答) 長居障がい者スポーツセンターは、昭和49年に全国で初めて開設した障がい者専用のスポーツ施設であり、今なお多くの障がいのある方にご利用いただいております。開館から45年が経過し、施設の老朽化が進む中、これからの障がい者スポーツ振興とスポーツ施設のあり方について、今年度より学識経験者をはじめ、障がい者団体、障がい者スポーツ関係団体のほか、有識者の方々にご参画いただき、検討を進めております。

69. 2025年の大阪万博において、障害者権利条約の第9条「アクセシビリティ」を保障してください。1970年に実施した大阪万博では、総合受付で手話言語対応を行いました。が、あらゆる展示やブースで「話すこと、聞くこと、見ること、書くこと、読むこと、認知すること」のハードルを無くし、手話言語の対応や視聴覚情報をもれなく保障してください。

(回答) 2025年大阪・関西万博は、国際連合が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献することを掲げています。ご要望のアクセシビリティについては、2025年大阪・関西万博の実施主体である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が、ユニバーサルサービスやユニバーサルデザイン、バリアフリーなど、高齢者や障がいのある方等にも配慮した会場の検討を進めてまいります。本市としましても地元自治体として、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会と連携を図り、大人から子どもまで、外国人や高齢者、障がいのある方もすべての方に本万博を経験して楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。

70. 障害児が安心して利用できるプールやアスレチックなどを活用できるスポーツ施設などを市内に整備してください。

(回答) 長居、舞洲の両障がい者スポーツセンターは、障がいのある方がいつでも来館しても指導者や仲間がおり、安心していろいろなスポーツを楽しむことにより、障がいのある方の社会参加の機会を増やし、豊かな日常生活をお送りいただくために設置しております。

両センターには、あらゆる世代の障がいのある方に安心してご利用していただけるプールや体育室等のスポーツ設備を整備しており、エアートランポリン等の遊具や各種競技に使用する機材を設置しております。また、様々な障がいに対応できるようバリアフリー環境を整備しており、併せて設備や遊具・機材等を安心してご利用いただくため、専門の指導員を配置しております。

<労働>

7 1. 視覚障がい者あはき師の就労機会を脅かす晴眼者の養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。とりわけ、平成医療学園のあんま・マッサージ・指圧科新設申請については、引き続きあはき法19条の趣旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。また、平成10年の福岡地裁における、「柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件」の判決以降、急増した鍼灸および柔道整復師養成学校の新増設と定員増により、視覚障がい者の生活がますます困難となっていることについて、大阪市として実態把握に努めるとともに、視覚障がい者が就労による自立生活が送れるよう施策を講じてください。例えばヘルスキーパーの採用や、多くの市町村で実施されている高齢者に対する「あはきクーポン券」の交付事業などのように、具体的な施策を講じてください。(文書回答)

(回答) 大阪市障がい者就業・生活支援センターでは、相談者の方が就労へとつながるよう、視覚障がい者の方はもちろんのこと、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。また、今年度には次期障がい福祉計画等の策定に向けて、障がいのある方の生活状況や就労状況、ニーズ等の調査を行うこととしており、その調査結果等を参考にしながら、引き続き就労支援の充実に取り組んでまいります。

7 2. 一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うために、市内在住の高齢聴覚障害者の再就職に関わる実態を教えてください。また、再就職に関わる具体的な支援策を教えてください。

(回答) 本市では、6つの地域障がい者就業・生活支援センターと、これを統括する中央センターにより、市内7地域で障がいのある方への就労支援を実施しているところです。同センターでは、相談者の方が就労へとつながるよう、高齢聴覚障がい者の方はもちろんのこと、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。また、今年度には次期障がい福祉計画等の策定に向けて、障がいのある方の生活状況や就労状況、ニーズ等の調査を行うこととしており、その調査結果等を参考にしながら、引き続き就労支援の充実に取り組んでまいります。

<防災>

7 3. 避難所及び福祉避難所における情報・コミュニケーション保障を強化し、各区の担当職員を対象とした研修はもちろん、各区でろうあ者が安心して避難生活ができるように、当事者の確認と合意を図るべく当事者団体である大阪市聴言障害者協会の意見や要望を確認した上で、避難所に聴覚障害者の日常生活用具でもある「聴覚障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン)」を設置するなどの環境を整備してください。

(回答) 本市では、災害時において、障がいがある方などの要配慮者への配慮がなされた避難所づくりに向けて、地域の自主防災組織や区役所などが連携して取組みを進めています。災害時避難所における支援につきましては、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」において、自主防災組織は区役所等と連携し、避難行動要支援者の特徴とニーズ等を参考にして、避難行動要支援者への相談対応、必要なスペースの確保、確実な情報伝達、支援物資の提供等を行い、避難所環境の配慮に努めることとしています。また、要配慮者の方への配慮がなされた「福祉避難室」を確保する等の対応を行うとともに、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のために福祉避難所の指定を進めており、高齢者施設や障がい者施設を中心として、331施設(平成31年4月1日現在)が指定済となっております。今後とも、本市職員や地域などの防災関係者への啓発も含め、避難行動要支援者支援の取組みの促進に努めてまいります。

74. 自然災害などによる事業所建物の損壊やライフラインの停止などで止む無く事業所を休所した場合、運営費の減収等について具体的な救済策を国及び大阪府で講じてください。(文書回答)

(回答) 本市では、突発的災害(自然災害等)により影響を受けた中小企業者が、大阪府の制度融資である「経営安定サポート資金」等を申し込む際に必要となる「セーフティネット保証4号」の認定書の発行を実施します。ただし、当該認定書の発行については、経済産業大臣の指定を受けた自然災害等において、大阪府が対象地域として指定された場合に実施し、自然災害等に起因して売上高等が減少している等の要件があります。

【参考】「経営安定サポート資金」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/246/00115458/22keian.pdf>

「セーフティネット保証4号」

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

自然災害などにより事業所が休業となった場合の保証を本市独自で行うことは困難な状況ではありますが、災害発生後の利用者への安全確保など、障がいのある方々に対して途切れることなくサービスを提供するために、サービス提供体制の迅速な復旧は重要な課題であると認識しています。国の補助制度において、被災した社会福祉施設等の建物や設備の修繕等に対する整備補助(社会福祉施設等災害復旧国庫補助金等)や貸付制度がございますが、本市におきましても、自然災害の発生に伴い、気象警報発令時に利用者や従業員の安全を確保するため通所施設等が臨時休業した場合に、在宅利用者への安否確認や健康状況の把握、生活指導、不安払拭のための情報提供及び関係機関との連絡調整など、休業中に行った支援については、欠席時対応加算とは別に報酬上で評価するよう国に対して要望しているところであり、今後も引き続き必要な報酬の設定について要望してまいります。